

海外修学旅行等実施校へのご案内

外務省 領事サービスセンター

1 外務省宛提出書類

海外修学旅行等、海外で不測の事態が発生した場合、外務本省及び在外公館が円滑に援護活動を行えるよう以下の書類を教育委員会・都道府県等を通じて外務省（領事局領事サービスセンター）に提出してください。

(1) 領事サービスセンター宛の依頼書（書式自由）

(2) 旅行届

- ・記入例を参考に全ての項目を記入してください。
- ・記載漏れがない様に十分注意してください。

(3) 日程表

- ・取扱旅行会社作成の既存のもので可。

(4) ホームステイ先一覧（該当する場合のみ）

- ・資料提出時までには児童・生徒全員の宿泊先が決定しない場合は引率教員の宿泊先を旅行届に必ず記載してください。

※上記（1）～（4）を電子メールにて送付してください。原本の郵送は不要です。（電子メールアドレス：trip.ryousa@mofa.go.jp）

※電子メールを使用できない場合 A4 版片面印刷にて郵送してください（A4 版以外の用紙、両面刷りによる提出は避けてください）。

※書類は遅くとも日本を出発する日の 15 日前までに外務省に到着するよう余裕をもって教育委員会・都道府県等に提出してください。

2 海外修学旅行の安全対策

(1) 海外修学旅行先の決定にあたっては、外務省の海外安全ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/anzen/>）の海外安全情報を参考に児童・生徒の安全確保のための慎重な検討を行うと共に、修学旅行出発前には必ず同ホームページで最新情報を確認してください。また、外務省領事サービスセンター（電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903）においても、海外での安全に関する相談を受け付けています。

(2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします。「たびレジ」に登録しておけば、緊急事態が発生した場合に重要な情報を在外公館からメールで受け取れるのみならず、いざという時に安否確認の連絡が受けられます。学校（団体）一行代表者は必ず登録してください。また、学校や日本で待たれている保護者の方々には、簡易登録を行っていた

できれば、渡航先の安全情報が受けられますので、その旨御案内ください。

(3) 海外滞在中の安全対策のために、緊急連絡体制表を作成し関係者間で周知徹底してください。また、万一の事件・事故に備え、参加者名簿を事前に作成してください。

(4) 不測の事態に備え、旅行参加者全員が十分な補償の海外旅行傷害保険に必ず加入してください。